特定非営利活動法人 2012年 4月25日 **=\_\_\_** NO.97



**〒930-0312** 富山県中新川郡上市町東江上 288 番地

電話 076-473-3313 fax.076-473-2941

e-mail fukushinosato@kami1294.com

http://www.kami1294.com

## 介護休暇

## 6月1日より 新設 ……魚津労基署へ届出しました。

「育児休業、介護休業等 育児または 家族介護をおこなう労働者の福祉に関する法律」が ことし 7 月 1 日より(従来 適用が猶予されていた) すべての中小企業にも全面的に施行されま す。

当 NPO 法人でも 奥井健一理事長と 梨木幸子職員代表と 署名捺印の上 就業規則・変更届けを 4月23日に 魚津労働基準監督署へ提出しました。6月1日より新設します。

【2012年1月25日発行】

\_\_\_\_\_

- 厚労省人事労務マガジン/別刊第64号 ■
- ●平成24年7月1日から「改正育児・介護休業法」が全面施行されます
- (3) 介護休暇
  - ・ 要介護状態(※)にある家族の介護や世話を行う従業員は、事業主に申し 出ることにより、**介護する家族が1人ならば年に5日、2人以上ならば年** に10日まで、1日単位で休暇を取得することができます。
- ※ 「要介護状態」とは、負傷、疾病または身体上・精神上の障害により、 2週間以上の期間にわたって常時介護を必要とする状態をいいます。

国税厅から	冨山県男女参画ボランティア課へ		所管が	変わる
	認定 NPO 法人へ	仮認定申請を	目指す	

平成24年4月1日 特定営利活動促進法が 大幅に改訂されました。 中でも NPO 法人へ 寄付した人、法人を 税額控除などで優遇適用の「認定 NPO 法人」制度が

いままで申請手続きのハードルが高くて 全国にある 44.291 NPO 法人のうち

243 法人だけが 国税庁の認定を

受けていました。僅か 0.5%。 富山県、北陸 3 県は ゼロ。

所管を 国税庁から 都道府県へ移す画期的変更となりました。

① 個人の寄付者への税制優遇(寄付金控除)

ただし 仮認定に 取り組んでも審査に6ヶ月は かかります。

当 NPO 法人も ことし 12 月を目指して チャレンジする方針です。

将来の『パブリック・サポート・テスト』PST……広く市民から支援を受けていることの判断基準として<u>各年度において ¥3,000以上を寄付した人を 100名以上確保するよう求めています。</u> 当 NPO 法人では 早速 PST への取組みを3月中旬に開始しました。2012年4月20日現在23 名の方々よりご寄付を頂戴しています。 あと77名が 当面の目標です。

- ◎ 決算監査 5月7日 月曜日 午前10時から。浄泉寺さんにて。
- ◎ NPO 実務講座 5月12日 土曜日 14時─17時 サンシップとやま。
  「NPO 法改正と 新しい認定 NPO 法人制度」…森勇事務局長、山岡和夫事務局次長参加。
- 平成24年度 通常総会は5月13日日曜日午後3時――5時に開催します。場所= 浄泉寺さん。

事業報告書、決算報告、監査報告、事業計画書、収支予算書等を審議します。

○ グループホーム かみいち福祉の里 家族会・地域交流会

6月2日 十曜日 午前10時----午後2時

場所= グループホーム 前庭。利用者、ご家族、町内のみなさま、職員、ボランティアのみなさん等 約100名の集いが 予想されています。

## 茨城県 小美玉市 介護福祉課より 直接問い合わせに ビックリ

4月9日 電話、FAX、E-mailで"「中新川地域密着型サービス事業所連絡協議会」が地域内の全てのグループホーム5事業所と 小規模多機能居宅介護2事業所を 網羅して立ち上がったニュースをインターネットで 知った。 小美玉市でも GH6と 多機能3の よく似た地域であり、規約、予算、事業計画等を提供してください。"とのことでした。(介護保険係・伊藤恵子さん)昨年9月30日に 当グループホームへ 厚労省 東海北陸厚生局からの実地指導があり それがきっかけになって この連絡協立ち上げに 当 NPO が 関わった経緯があります。資料を 早速 当日メールで送信しました。



## 花見

4月18日 **魚津水族館横の 桜並木**に 行って来ました。

桜が 満開でした。

グループホーム利用者のみなさんは 感動されていました。